

■下水道月額使用料 現行・改定比較表(税別)

区分	基本水量	基本料金		超過汚水量	超過料金(排除汚水量1㎡につき)	
		現行	改定		現行	改定
一般汚水	5㎡まで	600円	720円			
	5㎡を超え 10㎡まで	700円	840円			
	10㎡を 超えるもの	700円	840円	10㎡を超え 20㎡まで	105円	128円
				20㎡を超え 30㎡まで	120円	147円
				30㎡を超え 50㎡まで	140円	170円
				50㎡を超え 100㎡まで	153円	185円
				100㎡を超え 200㎡まで	167円	195円
200㎡を 超えるもの	170円	198円				
湯屋汚水	排水汚水量 1㎡につき	30円	30円			



5月期納付分(3月・4月使用分)から 本庁地区の下水道使用料が変わります

市では、下水浄化センターと太平地区農業集落排水の2施設の下水道使用料について、5月期分(3月・4月分)から使用料を次のとおり改定します。

使用料の計算例

(1 家族が2か月に70㎡の下水道を使用した場合)

※10円未満の端数は切り捨て

改定前

基本料金(10㎡まで) 700円×2か月=1,400円
 超過料金(10~20㎡分) 105円×10㎡×2か月=2,100円
 (20~30㎡分) 120円×10㎡×2か月=2,400円
 (30~35㎡分) 140円×5㎡×2か月=1,400円
 消費税 7,300円×5%= 365円
合計 7,660円

改定後

基本料金(10㎡まで) 840円×2か月=1,680円
 超過料金(10~20㎡分) 128円×10㎡×2か月=2,560円
 (20~30㎡分) 147円×10㎡×2か月=2,940円
 (30~35㎡分) 170円×5㎡×2か月=1,700円
 消費税 8,880円×5%= 444円
合計 9,320円

改定の経緯

維持管理費(下水道施設の修繕、汚水の処理費などと資本費(当初、施設を建設するためにかけた費用)とを合わせて、下水道処理費と呼びますが、これまでその約8割

が、一般会計からの補てん(税金)に依存しており、その額は平成17年度決算で5億9,190万円(このうち、維持管理費への補てんは約9,055万円)になります。市の財政状況は非常に厳し

く、また、国は、原則として維持管理費は使用者が負担するよう指導しているため、今回の使用料改定となりました。市では、急激な使用料の増加を避けるために、平成19年から21年を算定期間として、維持管理費のうち、75%の回収を見込み、平均使用料単価を現状の20%増に設定しました。

■お問い合わせ
 下水道課(☎982-1111、内線576・599)

